



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

増税は当たり前なのでしょうか？

平成25年度税制大綱が発表され、いよいよ富裕者層のみならず個人にとって増税の方向となりました。相続税の基礎控除引き下げ、相続・贈与税率の変更などはその典型です。

それに対して海外はどうかというとアメリカでは連邦遺産税と州により相続税があります。連邦遺産税の非課税枠はインフレなどを考慮して毎年のように変わりますが、2012年では\$5,000,000でした。日本と比べ物になりません・・・シンガポールでは2008年2月15日以降、遺産税は廃止されています。贈与税もありません。オーストラリアは1979年に相続税・贈与税ともに廃止しました。その他カナダ、ニュージーランドも同様です。これでは日本を棄てる人もいるわけです。

今度は贈与税を日米の事例で見ますと、例えば日本人居住者Aが米国に住む日本人（日本国籍）Bに日本にある預金を贈与した場合、日本は受贈者課税ですから海外に居てもBに課税します。それに対して米国は贈与者課税です。従って米国から見た場合、Aは非居住外国人ですからアメリカにある一定の財産（一定の財産とは有形資産に限り、株式、債券等の無形資産は除かれます。）を贈与しない限りは贈与税が課税されません。この事例の場合は課税されませんが、これが米国の不動産を贈与した場合は課税されることになり、日米二重課税となりいわゆる日米相続税条約により税額控除で調整されることとなります。私見ですが米国では投資関連は優遇されていると感じます。

前回のSUレターのまえがきにあった通り日本は増税に舵をきり、課税を逃れようとする富裕者を追うべく制度を変更してきています。先日税務大学校という国税の研修機関の論文を読んだのですが「出国税」なるものも検討されています。その内容は、出国してからの株式の譲渡について、出国時に時価評価して課税を行おうということについての検討です。富裕者層を追い出すような税制を作るより、日本にいてお金を使わせることを考えたほうがよいのでは、と思うのは私だけでしょうか？

今後の所得控除のあり方とは？

現在、弊社は確定申告期限が間近に迫り繁忙期を迎えています。所得税の計算方法は、給与など総合課税となるものと、土地や建物、株式を譲渡した場合や退職金など分離課税になるものとに分かれます。総合課税の計算方法は、所得金額の合計（個人の利益のようなもの）から「所得控除」の合計を差引いた金額に税率を乗じて計算されます。

所得から差引くことのできる所得控除は、よく知られている生命保険料控除や地震保険料控除を含め13種類ありますが、最近はこの所得控除についても改正が頻繁に行われています。身近に感じる配偶者控除について、廃止されるような報道が以前ありましたが、25年の税制改正ではなさそうです。

税制はその時代に応じた社会経済の状況に応じて変化していきます。今や少子化が社会問題となっていますが、この少子化が表す数値は、女性が出産後も働くことを継続することがどれほど困難かをみごとに表しているといえます。今朝の日経新聞の一面に「女性の賃金 最高更新」と掲載されました。女性の賃金水準が男性の7割に差が縮んだそうです。裏を返せば、まだ3割も違うということです。出産後も女性が正社員で働き続けるのは本当に大変です。仕事では子供の保育園のお迎え時間を気にしながら働き、肩身が狭く、有休はすべて子供の行事のためにつぶれ、学校では仕事の都合でPTAに参加できずこちらも肩身が狭く、友人とは仕事と家事とに忙しく疎遠となり、自分の時間などありません。社会が働きやすい環境に変化するのには容易ではありません。共働き世帯を優遇するような税制は日本には存在しません。共働きの両親それぞれに扶養控除が認められるような税制ができる時代には、少子化も解消しているのではないのでしょうか。